

○国立大学法人上越教育大学評価支援室 規程

(平成18年3月31日)
規程第30号)

改正 平成19年3月22日規程第13号

改正 平成22年1月13日規程第2号

国立大学法人上越教育大学評価支援室規程

(設置)

第1条 国立大学法人上越教育大学基本規則（平成22年基本規則第1号）第4条第4項の規定に基づき，国立大学法人上越教育大学評価支援室（以下「評価支援室」という。）を置く。

(目的)

第2条 評価支援室は，国立大学法人上越教育大学の目標及び計画並びに評価に関する調査，分析及び企画調整を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 評価支援室においては，次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 中期目標，中期計画及び年度計画に係る原案の策定に関すること。
- (2) 自己点検・評価，認証評価及び法人評価（以下「自己点検・評価等」という。）に係る専門的実務に関すること。
- (3) 自己点検・評価等の結果に基づく改善に関すること。
- (4) その他目標，計画及び評価に関し，学長が必要と認めた事項

(組織等)

第4条 評価支援室は，次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 室員

2 室長は，学長が指名した副学長又は学長特別補佐をもって充て，評価支援室を統括する。

3 室員は，学長が指名した者をもって充てる。

4 室長は，必要があると認めるときは，第1項各号に掲げる者のほか，次長を置くことができる。

5 次長は，室長が室員のうちから指名する。

6 室員の任期は，室員として指名された日の属する年度の末日までとし，再任を妨げない。

(事務の処理)

第5条 評価支援室に関する事務は，総務部企画室において処理する。

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。